

「探偵業の 業務の適正化に 関する法律」に ついて

平成19年

6月1日
施行

1 背景

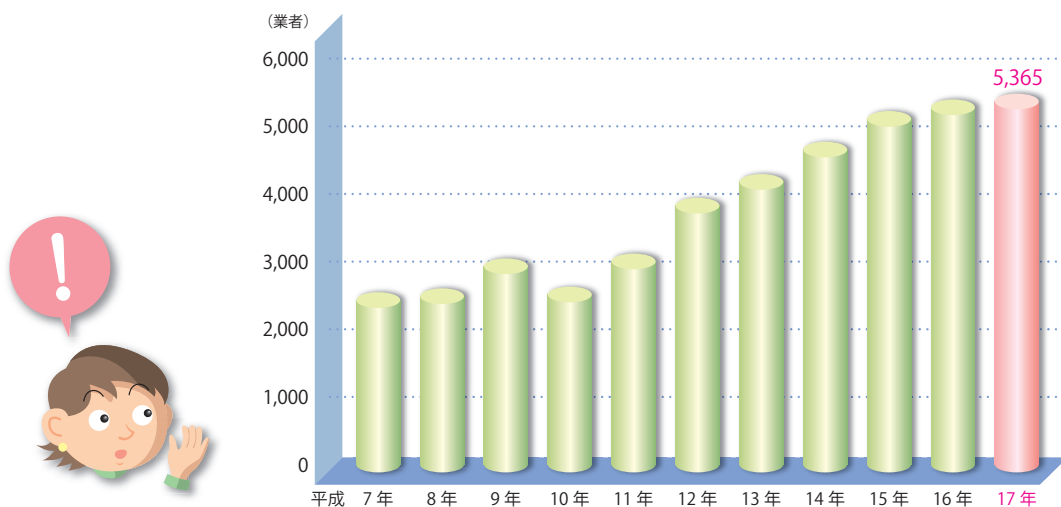
探偵社、興信所等の調査業については、

- 調査依頼者との間における契約内容等をめぐるトラブルの増加
- 違法な手段による調査、調査対象者等の秘密を利用した恐喝等、従業者による犯罪の発生

等の悪質な業者による不適正な営業活動が後を絶ちませんでした。

これまで、日本には、調査業を規制する法律はありませんでしたが、このような状況にかんがみ立法化が検討された結果、調査業のうち探偵業について、平成18年6月、「探偵業の業務の適正化に関する法律」(以下「探偵業法」といいます。)が制定されました。

警察が把握している調査業者数の推移



調査業に係る犯罪の検挙事例

営業活動に関する犯罪

事例 1

調査会社代表らが、消費者金融幹部から依頼を受けて、ジャーナリストらの電話を盗聴した。

..... (電気通信事業法違反 検挙)

事例 2

調査会社経営者らが、平成16年7月、離婚調停中の女性の行動確認を行う業務に関して、同女性方車庫内にブロック塀を乗り越えて侵入し、発信器を車両に取り付けた。

..... (住居侵入 検挙)

事例 3

調査会社経営者が、平成16年9月、依頼者への調査結果の報告に際し、調査対象者の電話通信記録が警察で保管されていると申し向け、依頼者が将来不利益を被ると誤信させて現金を詐取した。

..... (詐欺 検挙)



営業活動外における犯罪

事例

個人経営の調査業者が、平成13年12月、学校法人理事長に対し、同校のスキャンダル文書を示し、「公開されなくなかったら和解に応じろ」などと申し向けて脅し、同人から現金1千数百万円を喝取しようとしたが、同人が警察に被害を届け出たため、未遂に終わった。

..... (恐喝未遂 検挙)

2 探偵業法の目的

探偵業法は、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的としています。

3 定義と欠格事由

定 義

「探偵業務」とは、

- ① 他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として
- ② 面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い
- ③ その調査の結果を当該依頼者に報告する

業務をいいます。

この探偵業務を行う営業を「探偵業」といいますが、専ら放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道(不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見・見解を述べることを含む。)を業として行う個人を含む。)の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものは除かれます。

【探偵業法の適用除外となるもの】

- 出版社が報道の用に供する目的で依頼を行った探偵業務及び作家、著述家、フリージャーナリスト、インターネット・メディア等による取材活動等
- 学術調査活動のように調査結果に何らかの分析評価を加えることが前提とされるものや、弁護士活動、税理士活動のように特定人の所在又は行動についての情報を収集することについて依頼を受けているとはいえないもの

欠 格 事 由

次の①から⑥までのいずれかに該当する者は、探偵業を営んではなりません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ③ 最近5年間に営業停止命令・営業廃止命令に違反した者
- ④ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するもの
- ⑥ 法人でその役員のうち①から④までのいずれかに該当する者があるもの

4 届出制の導入

届出制

探偵業を営もうとする者は、営業を開始しようとする日の前日までに、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、所轄警察署長を経由して、営業の届出をしなければなりません。

また、探偵業を廃止したとき、又は届出事項に変更があったときは、廃止等の日から10日以内に、その旨の届出をしなければなりません。

これらの届出は、営業所ごとに行わなければなりません。つまり、複数の営業所を有する探偵業者は、それぞれの営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、届出をしなければなりませんし、同じ都道府県内に複数の営業所を有する探偵業者は、同じ都道府県公安委員会に、複数の届出をすることとなります。

別記様式第3号 (第3条関係)
探偵業廃止届出書
探偵業の業務の廃止に関する法律第4条第2項の規定により届出をします。
公安委員会 職 届出者の商号、名称又は氏名及び住所
年 月 日
届出者
印

(フリガナ)
届出者
商号、名称
又 姓 氏 名
住 所
電話 () - - - - -
法人等の種別 1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 有限会社 5. 有限責任
9. その他
(届出者が個人の場合のみ記載)
年 月 日 届出日 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
名 稱
住 所
業 務
電話 () - - - - -
営業年月日 1. 主たる営業所 2. その他の営業所
広告又は宣伝
をする場合に
使用する名称

記載要領
1. 別出欄には、記載しないこと。
2. 届出者は、氏名を記載し及び押印することにより、署名することができる。
3. 届出者が法人であるときは、別出欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを併用すること。
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

▲探偵業廃止届出書

別記様式第3号 (第3条関係)
探偵業変更届出書
探偵業の業務の廃止に関する法律第4条第2項の規定により届出をします。
公安委員会 職 届出者の商号、名称又は氏名及び住所
年 月 日
届出者
印

(フリガナ)
届出者
商号、名称
又 姓 氏 名
住 所
電話 () - - - - -
法人等の種別 1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 有限会社 5. 有限責任
9. その他
(届出者が個人の場合のみ記載)
年 月 日 届出日 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
名 稱
住 所
業 務
電話 () - - - - -
営業年月日 1. 主たる営業所 2. その他の営業所
広告又は宣伝
をする場合に
使用する名称

記載要領
1. 別出欄には、記載しないこと。
2. 届出者は、氏名を記載し及び押印することにより、署名することができる。
3. 届出者が法人であるときは、別出欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを併用すること。
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

▲探偵業変更届出書

【届出書の添付書類】

それぞれの届出書の添付書類は、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則において定められています。

例えば、探偵業開始届出書の添付書類は、届出者が個人である場合は住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録原票の写し)、欠格事由に該当しないことを誓約する書面等、届出者が法人である場合は定款、役員に係る住民票の写し等です。

別記様式第1号 (第2条関係)
探偵業開始届出書
探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第1項の規定により届出をします。
公安委員会 職 届出者の商号、名称又は氏名及び住所
年 月 日
届出者
印

(フリガナ)
届出者
商号、名称
又 姓 氏 名
住 所
電話 () - - - - -
法人等の種別 1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 有限会社 5. 有限責任
9. その他
(届出者が個人の場合のみ記載)
年 月 日 届出日 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
名 稱
住 所
業 務
電話 () - - - - -
営業年月日 1. 主たる営業所 2. その他の営業所
広告又は宣伝
をする場合に
使用する名称

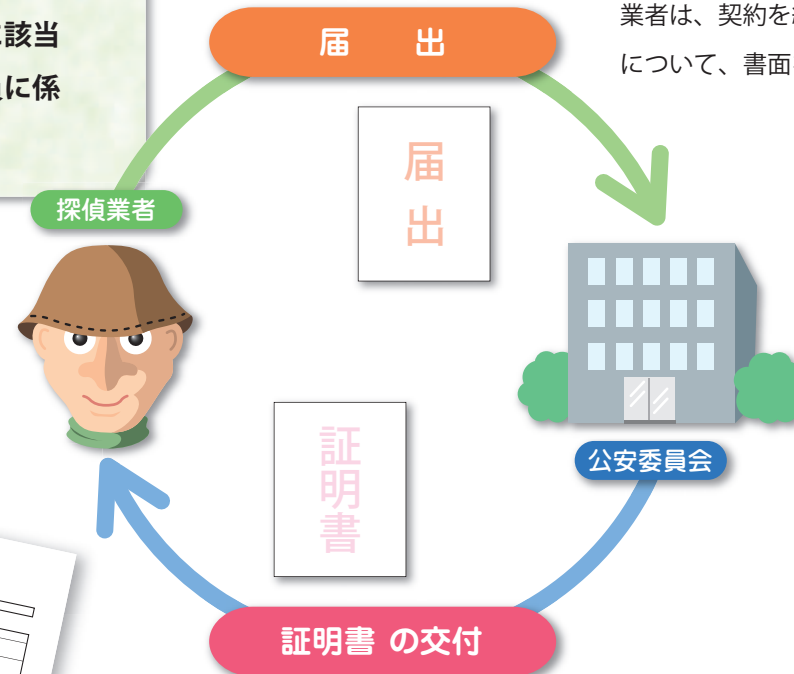
記載要領
1. 別出欄には、記載しないこと。
2. 届出者は、氏名を記載し及び押印することにより、署名することができる。
3. 届出者が法人であるときは、別出欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを併用すること。
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

▲探偵業開始届出書

別記様式第4号 (第4条関係)
探偵業届出証明書
下記の探偵業については、年 月 日付けで探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項の規定により届出書を提出したことを証明する。
法第4条第1項の届出書を提出した年月日 年 月 日
商号、名称又は氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
営業所の名称
営業所の所在地
営業所の種別
広告又は宣伝をする場合に使用する名称
年 月 日
公安委員会 印

備考
1 「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
2 本票の文字は、模倣で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

▲探偵業届出証明書



探偵業届出証明書

届出をした者には、**探偵業届出証明書**(届出があったことを証する書面)が**交付**されます。

探偵業者は、探偵業届出証明書を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。また、探偵業者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、依頼者に対し、探偵業届出証明書の記載事項について、書面を交付して説明しなければなりません。

別記様式第4号 (第4条関係)
探偵業届出証明書
下記の探偵業については、年 月 日付けで探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項の規定により届出書を提出したことを証明する。
法第4条第1項の届出書を提出した年月日 年 月 日
商号、名称又は氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
営業所の名称
営業所の所在地
営業所の種別
広告又は宣伝をする場合に使用する名称
年 月 日
公安委員会 印

備考
1 「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
2 本票の文字は、模倣で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

▲探偵業届出証明書

名義貸しの禁止

探偵業の届出をした者は、自己の名義をもって、他人に探偵業を営ませてはなりません。

5 探偵業務の実施の原則

- 探偵業者等は、探偵業務を行うに当たっては、他の法令で禁止・制限されている行為を行うことができることとなるものではありません。
- また、人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければなりません。

6 契約時における探偵業者の義務

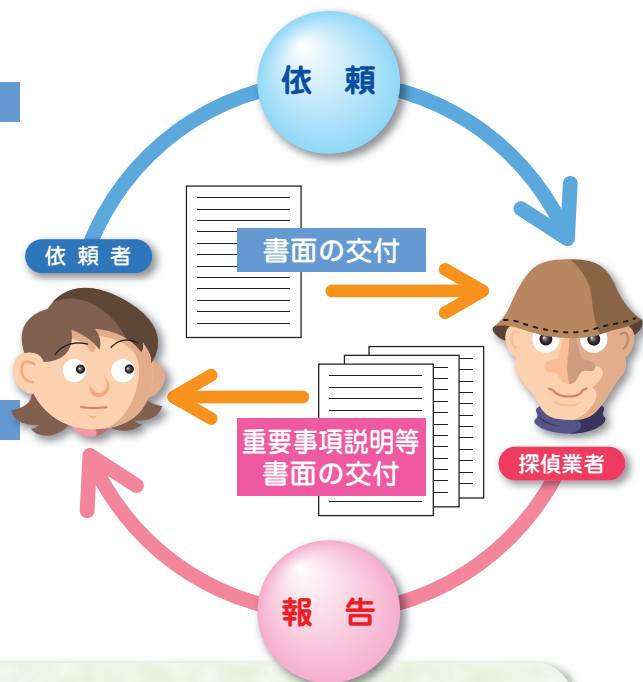
探偵業務に係る契約の適正化を図るため、依頼者側の問題に関する義務と探偵業者側の問題に関する義務が定められています。

書面の交付を受ける義務

探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う**契約を締結しようとするとき**は、依頼者から、調査結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければなりません。

重要事項の説明義務等

- 探偵業者は、**契約を締結しようとするとき**は、あらかじめ、依頼者に対し、契約の重要事項について書面を交付して説明しなければなりません。



【重要事項】

- ① 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所（法人の場合は、代表者の氏名）
- ② 探偵業届出証明書の記載事項
- ③ 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守するものであること
- ④ 守秘義務等に関する事項
- ⑤ 提供することができる探偵業務の内容
- ⑥ 探偵業務の委託に関する事項
- ⑦ 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期
- ⑧ 契約の解除に関する事項
- ⑨ 探偵業務に関して作成・取得した資料の処分に関する事項

- 探偵業者は、**契約を締結したとき**は、依頼者に対し、契約の内容を明らかにする書面を交付しなければなりません。

7 探偵業務の実施に関する規制

- 探偵業者は、調査結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはなりません。
- 探偵業者は、探偵業務を探偵業者以外の者に委託してはなりません。

8 秘密の保持等



- 探偵業者の業務に従事する者は、業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
なお、探偵業者の業務には、探偵業務のほか、探偵業に係る庶務、経理等の業務も含まれます。
- 探偵業者は、探偵業務に関して作成・取得した資料の不正・不当な利用の防止措置をとらなければなりません。

9 探偵業者の従業者に対する教育

探偵業者は、その従業者に対し、探偵業務の適正な実施のために必要な教育を行わなければなりません。

10 名簿の備付け等



- 探偵業者は、営業所ごとに、従業者名簿を備えて、氏名、採用年月日、従事させる探偵業務の内容等を記載しなければなりません。
- 探偵業者は、探偵業届出証明書を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。

11 監督

都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査、指示、営業停止命令、営業廃止命令等を行うことができます。

12 罰則

対 象	罰 則
届出をしないで探偵業を営んだ者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
届出書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者	30万円以下の罰金
変更・廃止の届出書・添付書類を提出しなかった者	30万円以下の罰金
変更・廃止の届出書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者	
名義貸しをした者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
契約を締結しようとするときに、重要事項について書面を交付しなかった者	30万円以下の罰金
必要事項を記載しない書面又は虚偽の記載のある書面を交付した者	
契約を締結したときに、契約内容を明らかにする書面を交付しなかった者	30万円以下の罰金
必要事項を記載しない書面又は虚偽の記載のある書面を交付した者	
従業者名簿を備え付けなかった者	30万円以下の罰金
従業者名簿に必要事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者	
都道府県公安委員会による報告・資料提出の求めに応じなかった者	30万円以下の罰金
報告・資料提出の求めに対し、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を提出した者	
都道府県公安委員会による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
都道府県公安委員会による指示に違反した者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
都道府県公安委員会による営業停止命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
都道府県公安委員会による営業廃止命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

経過措置は **1月間**

探偵業法の施行(平成19年6月1日)の際、現に探偵業を営んでいる者が、引き続き探偵業を営む場合には、**1月以内に営業の届出をしなければなりません。**